

環境モニタリング結果の評価について

平成 23 年 3 月 25 日 18:00

原子力安全委員会

原子力安全委員会は、文部科学省が公表している「環境モニタリングの結果」について評価を行うこととしており、平成 23 年 3 月 24 日 8:30 以降 3 月 25 日 16:00 までに公表された情報に基づく評価結果は次のとおりです。

1. 空間放射線量率

- ・ 福島第一原子力発電所 20km 以遠の空間放射線量率については、局所的に比較的高い線量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。
引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量率の推移を注意深く見守る必要があると考えています。
- ・ 100 μ Sv/h を超えていた地域（注1）では、屋内退避に関する指標（10mSv から 50mSv）（注2）に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、現時点では屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

2. 空気中の放射性物質濃度

- ・ ダストサンプリングの測定結果については、現時点の I-131 の最大の放射能濃度は 12Bq/m³ (1.2×10^{-5} Bq/cm³)、Cs-137 の最大の放射能濃度は 1.7Bq/m³ (1.7×10^{-6} Bq/cm³) でした。
- ・ I-131 については、濃度限度（注3）を上回っておりますが、I-131 の半減期が約 8 日と短いことなどを考慮すると、この濃度は直ちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、引き続き、サンプリング結果を注視する必要があると考えています。

3. 環境試料

- ・ 陸水（池水又は雨水）、陸土、降下物及び海水についてモニタリング結果が得られています。
雑草、陸水などで比較的高い値が観測されており、上水、食物の測定を引き続き継続することが必要です。
なお、今後とも環境モニタリングについては、気象変化等を考

慮しつつ、監視を継続することが必要と考えます。

- ・ 海水については、海水中に放出された放射性物質は、潮流に流されて拡散していくことから、実際に魚、海藻等の海洋生物に取りこまれるまでには、相当程度薄まると考えられます。また、I-131については、半減期が8日と比較的短いため、人がこれらの海産物を食するまでには、相当程度低減しているものと考えられます。

4. 都道府県別環境放射能水準調査

1) 空間放射線量率

各都道府県における空間放射線量率については、過去の平常値の範囲と比べ高いところもありますが、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

2) 上水（蛇口）

- ・ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都等の上水（蛇口）の測定結果については、最大で I-131 が 110Bq/kg、Cs-137 が 9.3Bq/kg です。
- ・ 上水（蛇口）については、I-131 が飲食物の摂取制限に関する指標（注4）を上回っており、厚生労働省が発表する乳児による水道水の飲用に係る要請に係る情報に従う必要があると考えています。
- ・ 引き続き、天候や風向き等も考慮して、上水（蛇口）の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

なお、今後とも監視を継続することが必要と考えています。

（注1）福島第一原子力発電所から北西方向約30kmの浪江町内（測定箇所32：24日11時20分の測定結果は $65\mu\text{Sv/h}$ 、測定箇所33：24日15時20分の測定結果は $30\mu\text{Sv/h}$ ）

（注2）「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）
(<http://www.nsc.go.jp/shinsashishin/pdf/history/59-15.pdf>)

（注3）法令に定める周辺監視区域境界外の空気中の放射性物質の濃度限度は、I-131 が $5 \times 10^{-6}\text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137 は $3 \times 10^{-5}\text{Bq/cm}^3$

（注4）「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定） 飲食物の摂取制限に関する指標（飲料水）I-131 が 300Bq/kg、Cs-137 が 200Bq/kg